

健 第 5 3 1 号  
平成23年 8月 2日

(社)岡山県医師会長 殿  
(社)岡山県病院協会長 殿

岡山県保健福祉部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので、ご了知の上、貴会員へ周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ  
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>



健発 0729 第 3 号  
平成 23 年 7 月 29 日

各〔都道府県知事  
政令市市長  
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 97 号)が本日公布されたところ、今回の改正の概要等は下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係者への周知徹底を図り、その実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

(1) 改正の概要

インフルエンザ患者を診断し、当該患者が入院を要する場合には、指定届出医療機関のうち都道府県知事が指定するもの(患者を 300 人以上収容する施設を有するものであって、その診療科名中に内科及び外科を含むものに限る。いわゆる基幹定点(以下「基幹定点」という。)を指す。)の管理者は、当該患者に係る年齢、性別、集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項の有無について、都道府県知事に届け出なければならないとしたこと。これにより、インフルエンザについては、いわゆるインフルエンザ定点において従来からのサーベイランスを行うとともに、基幹定点において、入院患者についてのサーベイランスを行うこととなる。

なお、基幹定点は診療科名中に内科を含むことから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号)第 6 条第 1

項の表の2の項の下欄で定める「診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所」に法解釈上含まれるため、今般の改正において同表に新たな規定は設けていない。

## (2) 施行期日

平成23年9月5日から施行するものとしたこと。ただし、指定届出機関の指定については、公布の日から施行するものとしたこと。

## 2 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）について別添（新旧表）のとおり改めることとしたこと。

この実施要綱の改正は、平成23年9月5日から施行するものとしたこと。ただし、指定届出機関の指定については、公布の日から施行するものとしたこと。

## 感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
<p>感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定                      ア 患者定点                      定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の発生状況を把握できるような考慮すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 対象感染症のうち、第2の(87)に掲げるインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。)については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。</p>	<p>感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定                      ア 患者定点                      定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の発生状況を把握できるような考慮すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 対象感染症のうち、第2の(87)に掲げるインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。)については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。</p>

新

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	3+ (人口-12.5万人) / 10万人

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

③～④ (略)

⑤ 対象感染症のうち、第2の(94)から(101)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

(3) (略)

(4) (略)

4～6 (略)

第6 (略)

旧

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	3+ (人口-12.5万人) / 10万人

③～④ (略)

⑤ 対象感染症のうち、第2の(94)から(101)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

(3) (略)

(4) (略)

4～6 (略)

第6 (略)

新

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。  
ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。

旧

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

# 感染症発生動向調査事業実施要綱

## 第1 趣旨及び目的

感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からはコンピュータを用いたオンラインシステムにおいて27疾病を対象にする等、充実・拡大されて運用されてきたところである。平成10年9月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」という。）が成立し、平成11年4月から施行されたことに伴い、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への的確な提供・公開について、同法第三章（第12条～第16条）による施策として感染症発生動向調査を位置づけ、医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。

## 第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

### 1 全数把握の対象

#### 一類感染症

(1)エボラ出血熱、(2)クリミア・コンゴ出血熱、(3)痘そう、(4)南米出血熱、(5)ペスト、(6)マールブルグ病及び(7)ラッサ熱

#### 二類感染症

(8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア及び(11)重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び(12)鳥インフルエンザ（H5N1）

#### 三類感染症

(13)コレラ、(14)細菌性赤痢、(15)腸管出血性大腸菌感染症、(16)腸チフス及び(17)パラチフス

#### 四類感染症

(18)E型肝炎、(19)ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、(20)A型肝炎、(21)エキノコックス症、(22)黄熱、(23)オウム病、(24)オムスク出血熱、(25)回帰熱、(26)キャサヌル森林病、(27)Q熱、(28)狂犬病、(29)コクシジオイデス症、(30)サル痘、(31)腎症候性出血熱、(32)西部ウマ脳炎、(33)ダニ媒介脳炎、(34)炭疽、(35)チクングニア熱、(36)つつが虫病、(37)デング熱、(38)東部ウマ脳炎、(39)鳥インフルエンザ（H5N1を除く）、(40)ニパウイルス感染症、(41)日本紅斑熱、(42)日本脳炎、(43)ハンタウイルス肺症候群、(44)Bウイルス病、(45)鼻疽、(46)ブルセラ症、(47)ベネズエラウマ脳炎、(48)ヘンドラウイルス感染症、(49)発しんチフス、(50)ボツリヌス症、(51)マラリア、(52)野兎病、(53)ライム病、(54)リッサウイルス感染症、(55)リフトバレー熱、(56)類鼻疽、(57)レジオネラ症、(58)レプトスピラ症、(59)ロッキー山紅斑熱

## 五類感染症（全数）

(60)アメーバ赤痢、(61)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）、(62)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、(63)クリプトスポリジウム症、(64)クロイツフェルト・ヤコブ病、(65)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(66)後天性免疫不全症候群、(67)ジアルジア症、(68)髄膜炎菌性髄膜炎、(69)先天性風しん症候群、(70)梅毒、(71)破傷風、(72)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(73)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(74)風しん、(75)麻しん

## 新型インフルエンザ等感染症

(102)新型インフルエンザ、(103)再興型インフルエンザ

## 2 定点把握の対象

### 五類感染症（定点）

(76)RSウイルス感染症、(77)咽頭結膜熱、(78)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(79)感染性胃腸炎、(80)水痘、(81)手足口病、(82)伝染性紅斑、(83)突発性発しん、(84)百日咳、(85)ヘルパンギーナ、(86)流行性耳下腺炎、(87)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、(88)急性出血性結膜炎、(89)流行性角結膜炎、(90)性器クラミジア感染症、(91)性器ヘルペスウイルス感染症、(92)尖圭コンジローマ、(93)淋菌感染症、(94)クラミジア肺炎（オウム病を除く）、(95)細菌性髄膜炎、(96)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(97)マイコプラズマ肺炎、(98)無菌性髄膜炎、(99)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(100)薬剤耐性アシネトバクター感染症、(101)薬剤耐性緑膿菌感染症

## 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(104)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは(105)発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）

## 3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象

### 二類感染症

(12)鳥インフルエンザ（H5N1）

## 第3 実施主体

実施主体は、国、都道府県及び保健所を設置する市（特別区を含む）とする。

## 第4 実施体制の整備

### 1 中央感染症情報センター

中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症情報センター内に設置する。

## 2 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センターは各都道府県等域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、都道府県等の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することとして、各都道府県等域内に1カ所、地方衛生研究所等の中に設置する。また、都道府県、保健所を設置する市、特別区等との協議の上、当該都道府県内の地方感染症情報センターの中で1カ所を基幹地方感染症情報センターとして、都道府県全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付するものとする。

なお、以下の実施方法において、地方感染症情報センターが都道府県等の本庁の役割を代替する機能を担うことができるものとする。

## 3 指定届出機関（定点）

都道府県は、定点把握対象の五類感染症について、患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集するため、患者定点、疑似症定点及び病原体定点をあらかじめ選定する。

## 4 感染症発生動向調査企画委員会

### （1）中央感染症発生動向調査企画委員会

本事業の適切な運用を図るために、厚生労働省に国立感染症研究所の代表、全国の保健所及び地方衛生研究所の代表、その他感染症対策に関する学識経験者からなる中央感染症発生動向調査企画委員会を置く。同委員会の事務局は中央感染症情報センターとする。

### （2）地方感染症発生動向調査企画委員会

各都道府県域内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、都道府県に小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、微生物学、疫学、獣医学等の専門家、保健所及び地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等（10名程度）からなる地方感染症発生動向調査企画委員会を置く。同委員会の事務局は地方感染症情報センターとする。

## 第5 事業の実施

### 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

#### （1）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあつては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあつては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。

#### イ 保健所

- ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、当該患者（第2の(51)を除く）を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。
- ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

#### ウ 地方衛生研究所

- ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。
- ② 検査のうち、地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた集団発生があつた場合等の緊急の場合にあつては、検体を国立感染症研究所に送付する。

#### エ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

#### オ 都道府県等の本庁

- ① 都道府県等の本庁にあつては、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 都道府県等の本庁にあつては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

#### カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下カ及びキにおいても同じ）を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

#### キ 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、都道府県等で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、全数把握の五類感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等の本庁に提供する。
- ② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及びエに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等に掲載する。

## 2 全数把握対象の五類感染症

### (1) 調査単位及び実施方法

#### ア 診断した医師

五類感染症（全数）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所に送付する。

#### イ 保健所

- ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、第2の(60)、(62)、(64)、(65)、(66)、(68)、(69)、(71)、(72)、(73)、(74)又は(75)の患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。
- ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

#### ウ 地方衛生研究所

- ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票と検体又は病原体情報等が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。
- ② 検査のうち、当該地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があつた場合等の緊急の場合にあつては、検体を国立感染症研究所に送付する。

#### エ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

#### オ 都道府県等の本庁

- ① 都道府県等の本庁にあつては、それぞれの管内の患者情報について、保健所が診断した医師から届出を受けてから7日以内に、登録情報の確認を行う。
- ② 都道府県等の本庁にあつては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

#### カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下カ及びキにおいて同じ）を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

#### キ 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報について、一類感染症から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等の本庁に提供する。
- ② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及びエに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等として掲載する。

### 3 定点把握対象の五類感染症

#### (1) 対象とする感染症の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、別に定める報告基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

#### (2) 定点の選定

##### ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第2の(76)から(86)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	$3 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 5\text{万人}$

- ② 対象感染症のうち、第2の(87)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2

12.5万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$
---------	---

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

- ③ 対象感染症のうち、第2の(88)及び(89)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～12.5万人	0
12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$

- ④ 対象感染症のうち、第2の(90)から(93)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	0
7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$

- ⑤ 対象感染症のうち、第2の(94)から(101)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

#### イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。

- ① 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。
- ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(77)、(78)、(79)、(81)、(84)、(85)及び(86)を対象感染症とすること。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点

として、第2の(87)を対象感染症とすること。

- ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(88)及び(89)を対象感染症とすること。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(95)及び(98)を対象感染症とすること。

### (3) 調査単位等

- ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(96)、(99)、(100)及び(101)に関する患者情報を除く)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの④及び⑤(第2の(96)、(99)、(100)及び(101)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。
- イ 病原体情報については、原則として結果がまとまり次第、報告することとする。

### (4) 実施方法

#### ア 患者定点

- ① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における別に定める報告基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載する。
- ③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

#### イ 病原体定点

- ① 病原体定点として選定された医療機関は、別に定める病原体検査指針により、微生物学的検査のために検体を採取する。
- ② 病原体定点で採取された検体は、別記様式の検査票を添えて、速やかに地方衛生研究所へ送付する。

#### ウ 保健所

- ① 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとする。また、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

#### エ 地方衛生研究所

- ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票及び検体が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付するものとする。
- ② 検査のうち、当該地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があつた場合等の緊急の場合にあつては、検体を国立感染症研究所に送付する。

#### オ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

#### カ 都道府県等の本庁

- ① 都道府県等の本庁にあつては、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 都道府県等の本庁にあつては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された病原体情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

#### キ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

#### ク 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から伝送された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成し、都道府県等の本庁に送付する。
- ② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及び前記オに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等に掲載する。

#### 4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

##### (1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、別に定める報告基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

##### (2) 定点の選定

###### ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(104)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(105)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3（2）ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

##### (3) 実施方法

###### ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める報告基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。

③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

#### イ 保健所

- ① 保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

#### ウ 都道府県等の本庁

都道府県等の本庁にあつては、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

#### エ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

#### オ 中央感染症情報センター

中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から伝送された疑似症情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び定点把握の五類感染症の収集、分析結果とともに、週報等として作成し、都道府県等の本庁に送付する。

### 5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

#### (1) 保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

なお、医療機関より提出される検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。

#### (2) 地方衛生研究所

ア 地方衛生研究所は、検体が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第9条第2項に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。

(3) 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から送付された検体について検査を実施し、その結果を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

6 その他

(1) 感染症発生動向調査は、全国一律の基準で実施されるべきものであるが、上記の実施方法以外の部分について、必要に応じて、各都道府県等の実状に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくことが求められる。

(2) 政令市又は特別区において、当該検査事務を他の地方公共団体に委託する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定の定めるところによること。

(3) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて健康局長が定めることとする。

## 第6 費用

国は、本事業に要する費用のうち、都道府県が支弁する法第14条から第16条の規定に基づく本事業の事務に要する費用に対して、法第61条の規定に基づき負担する。

## 第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この実施要項の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

この実施要項の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

この実施要項の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)

の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔最高裁規則〕

○大法院首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則(最高裁二)

### 〔省 令〕

○地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(総務一〇八)

○財務省組織規則の一部を改正する省令(財務五二)

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部科学二八)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働九五)

○雇用対策法施行規則の一部を改正する省令(同九六)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同九七)

### 〔告 示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(法務三七三)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を告示する件(財務二五二)

○平成二十三年年度の初日から平成二十三年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件(同二五三)

○平成二十三年年度の初日から平成二十三年六月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件(同二五四)

○関税暫定措置法別表第一の六第八項に係る物品についての平成二十三年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件(同二五五)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件(国税庁二一、二二)

○平成二十二年度の標準報酬月額修正率を定める件(厚生労働二六一)

○雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき厚生労働大臣が変更する自動変更対象額を定める件(同二六二)

○雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき厚生労働大臣が変更する控除額を定める件(同二六三)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件(同一四四二)

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件(経済産業一七二)

○計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によつて指定製造事業者の指定の効力を失つた件(同一七三)

○工業標準化法第三十二条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があつた件(同一七四)

○信号符号を点附した件(国土交通八〇〇)

○信号符号を取り消した件(同八〇一)

○船舶国籍証書を無効とした件(同八〇二)

○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件(同八〇三)

○気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁九)

○気象庁予報警報規程の特例を定める件(同一〇)

○航海標識に関する件(海上保安庁一六一、一六四)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁 会計検査院 最高裁判所

〔叙位叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格  
(厚生労働省・厚生労働省・経済産業省)

〔公告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家に関する公告、財団、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、金融商品取引業者営業保証金取戻し、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、無縁墳墓等改葬、入札公告の取消関係

(以下次のページへ続く)

財務省組織規則の一部を改正する省令  
財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)の一部を次のように改正する。  
別表第三項の項中「雲南市 八束郡」を「雲南市」に改める。  
別表第九松江の項中「八束郡」を削る。

附則

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

○文部科学省令第二十八号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第三項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年七月二十九日

文部科学大臣 高木 義明

学校教育法施行規則の一部を改正する省令  
学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。  
第六十七条を次のように改める。

第六十七条 学校教育法第九十九条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うものうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。

附則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第九十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)第四条第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。  
第四条の十四中「財産区並びに地方開発事業団のうち都道府県又は都道府県及び市町村が設ける地方開発事業団以外の地方開発事業団」を「及び財産区」に改める。

附則

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

(施行期日)

1 この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に設けられている地方開発事業団については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十六号

雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)第十九条第一項の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令  
雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。  
第一条の四第三項中「四千二百十円」を「四千六百四十円」に、「一万二千二百十円」を「一万七千四百十円」に改め、同条第五項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改め、同条第七項中「千三百六十九円」を「千二百九十五円」に改め、同条第八項中「平成十六年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

附則

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前の日に係る就職促進手当の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十四条第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年法律第百十四号)の一部分を次のように改正する。  
第七條第一項ただし書中「当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものにあつては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかなる」を「次に掲げる」に改め、同項に次の二号を加える。

一 当該指定届出機関(患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むものうち、都道府県知事が指定するものに限る。)に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症の患者に係るものにあつては、当該患者が入院を要しないと認められる場合  
二 当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものにあつては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかなる場合

附則

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十三年九月五日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という)前に診断した患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十四条第二項の届出については、なお従前の例による。  
第三条 都道府県知事は、施行日前においても、この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第七條第一項第一号の規定による指定をすることができる。

告示

○財務省告示第三百七十三号  
公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七條ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。  
この告示は、平成二十三年八月一日から効力を生ずる。  
平成二十三年七月二十九日

法務大臣 江田 五月

東京法務局所属 平林 慶一  
千葉地方法務局所属 小口 哲男  
広島法務局所属 由良 卓郎

○財務省告示第二百五十二号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七條の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。  
平成二十三年七月二十九日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	〇トン
二	〇トン
三	一・一トン
四	六・一七トン
五	九八トン
六	三トン
七	二〇・一トン
八	一八・七トン